

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主重視の基本方針に基づき、継続企業として収益の拡大、企業価値向上のため、経営管理体制を整備し、経営の効率化と迅速性を高めてまいります。同時に、社会における企業の責務を認識し、各種サービスを通じた社会貢献、当社を取り巻く利害関係者の調和ある利益の実現に取り組んでまいります。これらを踏まえ、経営管理体制の整備にあたり、事業活動の透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対するモニタリング体制の整備を進め、適時情報公開を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則について、すべてを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
UNION BANCAIRE PRIVÉE (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	1,098,000	16.65
山川真考	925,000	14.02
DEUTSCHE BANK AG, SINGAPORE A / C CLIENTS (TREATY)	451,000	6.83
斉藤 誠	363,900	5.51
株式会社SBI証券	182,300	2.76
CBHK S/A PBG CLIENTS SG	160,000	2.42
前田 英仁	131,000	1.98
DAIWA CM SINGAPORE LTD (TRUST A/C)	128,000	1.94
NOMURA SINGAPORE LIMITED CUSTOMER SEGREGATED A/C FJ-1309	124,900	1.89
サンエイト1号投資事業有限責任組合	118,000	1.78

支配株主(親会社を除く)の有無 更新

親会社の有無 更新 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 マザーズ

決算期 更新 12月

業種 更新 情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	15名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
茂呂眞	他の会社の出身者											
山本明彦	他の会社の出身者											
美澤臣一	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」、
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
茂呂眞				過去に上場会社における戦略的投資や事業開発等の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているため。
山本明彦				様々な業界での職務経験と他の会社における経営経験又は監査役として豊富な経験を有しているため。
美澤臣一				過去に上場会社のCFO経験を有しており、財務及び会計の知見及び企業経営に関する豊富な経験を有しているため。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 [更新](#)

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 [更新](#)

監査等委員会は、その職務の遂行に必要な場合、管理部門(コーポレート部門)所属の使用人の中から補佐する者を求めることができ、また、当該使用人の異動、評価等は監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役(監査等委員である者を除く)からの独立性を確保するものとしております。

さらに、選定された監査等委員は、当該使用人に対し、職務に必要な事項を指示することができ、当該使用人は指示された職務について取締役(監査等委員である者を除く)の指揮命令を受けないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

監査等委員会は定期的に内部監査担当者と共に会計監査人と意見交換等を行っており、三者間で情報共有することで、連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 [更新](#)

なし

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 [更新](#)

その他

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社は、2014年3月28日定時株主総会決議及び同年4月23日取締役会決議に基づき、社内取締役及び社外取締役に対して、企業価値向上等に対する意欲や士気を高めることを目的としてストックオプションを付与したことはありますが、一般的・定期的制度として、「業績連動報酬制度」や「ストックオプション制度」を導入してはおりません。

当社は、今後の当社事業の成長をより強固に推進するため、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対して、当社が保有する自己株式の活用を前提とした業績条件付株式報酬制度(パフォーマンス・シェア・ユニット)を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 [更新](#)

社内取締役、社外取締役

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社は、2014年3月28日定時株主総会決議及び同年4月23日取締役会決議に基づき、社内取締役及び社外取締役に対し、ストックオプションを付与したことがあります。

当社は、当社の社内取締役に対し、業績条件付株式報酬制度(PSU)を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新** 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

パフォーマンス・シェア・ユニット(第18期定時株主総会決議)について

当社は、今後の当事業の成長をより強固に推進するため、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除き、以下、「対象取締役」といいます)に対して業績目標として中長期的な経常利益等の数値目標を明確にし、業績達成による中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブを与えるとともに、株価上昇への貢献意欲を一層高めることを目的として、対象取締役に對し、当社が保有する自己株式の活用を前提とした業績条件付株式報酬制度(パフォーマンス・シェア・ユニット、以下、「本制度」といいます)を導入しております。

なお、本制度は、2019年度から2023年度までの5事業年度(以下、「対象期間」といいます)における業績条件の達成時にのみ一括で株式の割当て及び金銭の支給を実施するものであり、当該条件が達成されない場合には一切の割当て及び支給は実施されません。また、本制度に基づく株式の割当ては、当社が保有する自己株式の処分の方法によるものであり、新株発行の方法は採用いたしません。

本制度に基づき対象取締役に對して支給される金銭報酬債権の総額を、諸般の事情を総合的に勘案して上記目的に照らして相当と考えられる金額として、年額3,000万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません)と設定いたします。また、本制度に基づき対象取締役が交付を受ける当社株式の総数は、年1,500株以内といたします。ただし、上記の通り、当該金銭報酬債権は、業績条件の達成時にのみ、対象期間を通じて、1回に限り一括で支給されるものです。なお、本制度に基づく各対象取締役に對する具体的な支給時期及び支給の内容については、第18期定時株主総会決議により委任を受けた当社取締役会において決定いたします。

<本制度の概要>

本制度は、中長期インセンティブとして、株主との一層の価値共有を主眼に、対象期間における下記業績条件を達成した場合のみ、当社株式の付与及び当該付与に伴って生じる所得税額相当の金銭を支給する業績条件付の株式報酬制度です。なお、本制度は業績条件の達成時にのみ、株式の割当て及び金銭の支給が実施されるものであるため、本制度の導入時点では、各対象取締役に對して当社株式の割当て及び金銭の支給を実施するか否か、ならびに割当てる当社株式の数及び支給する金銭の額はいずれも確定していません。

<対象期間における業績条件の設定>

2023年度(までに)経常利益100億円超(海外子会社含む連結ベース)の達成(1)

1 2022年度以前に達成した場合も業績条件を満たしたものとします。

なお、本制度における対象期間は、上記の通り5年間とします。

また、本制度は、業績条件の達成時にのみ、一括で株式の割当て及び金銭の支給を実施するものであり、当該条件が達成されない場合は一切の割当て及び支給は行われません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の報酬については、株主総会でそれぞれの総枠を決定しております。各役員報酬額は、株主総会での総枠の範囲内で、取締役(監査等委員である取締役を除く)については役割や会社への貢献度等を勘案して取締役会決議に基づき決定し、監査等委員である取締役については、監査等委員会での協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役に對するサポートは、経営管理本部が行っており、取締役会においては、事前に付議事項等の情報を提供する他、必要に応じて事前説明も実施しており、適時に適切な情報を提供できる体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1)ガバナンス体制について

当社は、株主重視の基本方針に基づき、継続企業として収益の拡大、企業価値の向上のため、経営管理体制を整備し、経営の効率化と迅速性を高めてまいります。同時に、社会における企業の責務を認識し、各種サービスを通じた社会貢献、当社を取り巻く利害関係者の調和ある利益の実現に取り組んでまいります。これらを踏まえ、経営管理体制の整備にあたり、事業活動の透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対するモニタリング体制の整備を進め、適時情報公開を行ってまいります。

(a)取締役会

当社の取締役会は、監査等委員でない取締役3名と監査等委員である取締役3名により構成されております。当社では、原則として定時取締役会を月1回(2020は計13回)開催し、全取締役が全13回に出席しております。取締役会においては、会社業績の状況、事業リスクの検討、労働関連法の改正やCOVID-19対応に合わせた在宅勤務制度の導入等従業員の働き方に関する制度の検討や就業規則等の改定、情報管理等コンプライアンス体制強化のための規程、運用文書の改定その他の業務上の報告を行って情報の共有を図るとともに、必要に応じて、臨時取締役会を開催しております。

(b)監査等委員会

当社は、社外取締役3名から構成される監査等委員会を設置しており、原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催いたします。監査等委員は、監査等委員会でも定めた監査方針・計画に基づき、重要会議の出席、代表取締役・監査等委員でない取締役・重要な使用人との意見交換、重要書類の閲覧などを通じ、取締役の職務の執行状況について厳格な監査を実施しております。

また、会計監査人の監査計画の把握や内部監査の状況を把握し、定例会合での情報共有により監査の実効性確保に努めています。

(c)内部監査

当社では、内部監査担当部署を設置しており、内部監査責任者を管理担当取締役としております。監査業務については、原則として、内部監査責任者から指名を受けた外部の監査担当者1名(公認会計士資格保有者)と内部監査担当部署が当社の業務執行状況等を監査しております。

管理部門以外の監査の結果につきましては、内部監査責任者より代表取締役社長に報告しており、管理部門の監査については、監査の客観性・適正性を確保する観点から、外部の監査担当者より、直接代表取締役社長に報告しております。

なお、業務上必要あるときは、代表取締役社長の承認により別に指名された者(内部監査を実施するにあたり適切な能力を保持する社外の者も含む)を内部監査担当者とすることができるものとしております。

(2) 会計監査の状況

当社は、EY新日本有限責任監査法人与監査契約を締結しております。会計監査業務を執行した公認会計士は、安藤勇氏、前川伸哉氏であり、いずれもEY新日本有限責任監査法人に所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他6名であります。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。また、継続監査年数については、安藤氏、前川氏とも7年以内であるため、記載を省略しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、平成28年3月29日開催の第15期定時株主総会における決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これにより、監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、迅速な意思決定と業務執行により経営の透明性と効率性を図ることを目的とした体制を構築しております。

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

IR活動の基本方針として、「株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場会社としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行うことができることが重要である」と考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の20日前を目安に招集通知を発送している。
集中日を回避した株主総会の設定	昨年及び今年とも、3月26日に実施した。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社から案内し、代表取締役社長が説明会を主催している。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社HPにIR及びニュースリリースのコーナーを設け、関連資料(一部資料は英文も)を適時に開示している。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレート部門内にIR担当部署を設置し、対応にあたっている。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動規範を制定している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	スポーツ分野におけるスポンサード・支援等を実施している。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社情報開示規程を制定している。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、次のとおり内部統制システム構築の基本方針を制定するとともに、これに則った業務の適正を確保するための体制整備を行っております。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

諸規程に基づき、取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを管理部門(コーポレート部門)が行い、その結果をもとに、必要に応じて社内教育、研修を実施するものとしております。また、管理部門は、監査等委員会と連携し、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監視、対応を定期的に行い、取締役会に報告するものとしております。

内部監査は、代表取締役社長の承認を受け指名された「内部監査担当者」により計画的に実施するものとしております。

従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、取締役会において、「コンプライアンス規程」を制定・施行するとともに、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を構築しております。

併せて、法令等違反行為、不正行為に対する監視体制として、取締役及び使用人が直接相談及び通報することのできる社内外の窓口を設置し、不正行為の早期発見・予防・コンプライアンス経営の強化を図っております。

さらに、職場におけるハラスメントを防止することを目的として、「セクシャルハラスメント・パワーハラスメント防止規程」を制定し、実施しております。

なお、子会社については、「関係会社管理規程」及び「コンプライアンス関連規程」を策定し、法令違反行為等による損害の発生及び拡大の予防に努めております。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の業務執行に係る情報の保存及び管理につき、取締役会により、全社的に統括する責任者が取締役会の中から任命され、職務執行に係る情報を文書又は電磁的情報により電磁的に記録し、保存しております。また、これらの保存期間、保存場所等については、「文書管理規程」に従って適切に管理しております。

なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとしております。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社の危険管理につき、組織横断的なリスクの状況把握、監視を適宜行い、各業務に付随するリスクの状況把握、監視を各部門が行っております。

なお、管理部門は、適宜監査等委員会と連携し、具体的なリスクを想定・分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとし、定期的に取り締り会に対してリスク管理に関する事項を報告するものとしております。

リスクに関する措置、対応及び再発防止等については、「リスク管理規程」に定め、適切な対応を実施する体制の確保を図っております。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

取締役の職務執行の効率性につき、取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標を担当取締役が定め、定期的に管理会計手法を用いて目標の達成をレビューし、結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保するシステムを採用するものとしております。また、取締役会において、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営上重要な協議事項の審議及び決議を行うとともに、子会社の取締役に対する指導、助言を行っております。

5. 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社における情報の共有化、指示の伝達等が効率的に行われる体制を構築するとともに、状況に応じた適切な管理を実施しております。また、当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対して業務執行状況・財務状況等を定期的に報告させ、重要な意思決定及び事業活動に重要な影響を及ぼす事項について、適時適切な報告をさせる体制を整備しております。

さらに、監査等委員である取締役は、子会社の監査を実施し、監査結果を取締り会、管理部門並びに監査等委員会に報告するとともに、当社グループのリスク管理状況やコンプライアンス活動状況についての評価を行い、必要に応じ助言、改善提案等を行います。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役(監査等委員であるものを除く。)からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、その職務の遂行に必要な場合、管理部門所属の使用人の中から補佐する者を求めることができるようになっており、かつ、当該使用人の異動、評価等は監査等委員会の意見を尊重して行うものとなっており、取締役(監査等委員であるものを除く)からの独立性を確保しております。

さらに、選定された監査等委員は、当該使用人に対し、職務に必要な事項を指示することができ、当該使用人は、当該指示された職務について取締役(監査等委員であるものを除く)の指揮命令を受けない体制となっております。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する事項

取締役及び管理担当部門は、以下の当社及び子会社のコンプライアンスに係る重要事項を、定期的に監査等委員会に報告します。

- (1)重要な機関決定事項
- (2)重要な経営状況に関する事項
- (3)会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- (4)内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
- (5)重大な法令・定款違反
- (6)取締役及び使用人からの報告事項のうち、コンプライアンスに係る重要事項
- (7)その他、コンプライアンス上の重要事項

なお、子会社については、「関係会社管理規程」及び「コンプライアンス関連規程」に基づき、コンプライアンス上の問題を発見した場合に、当社内部通報窓口へ通報・相談を行うことができる体制となっており、同窓口は、通報等の内容を速やかに監査等委員会に報告することとなっております。

8. 当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「コンプライアンス規程」の他、「内部通報・相談窓口について」という運用文書を定め、通報窓口が通報・相談の受付、事実確認及び調査等で知り得た秘密事項を漏らすことを禁止し、漏洩した場合には、当社規程に従って懲戒処分を課する運用を実施するとともに、いかなる場合においても、上記通報窓口への通報・相談者に対して、不利益な取り扱いを禁止しております。

9. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が当社に対し、その職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと合理的に認められる費用を除き、速やかに当該費用または債務を処理する体制となっております。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、業務執行取締役及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができるとともに、代表取締役社長、会計監査人、法律顧問と随時意見交換等を実施できる体制となっております。

11. 財務報告に係る業務の適正を確保するための体制

会社法及び金融商品取引法に対応するため、管理部門により、当社及び当社グループ各社の財務報告に係る内部統制の評価システムを整備し、監査人による監査に備えるものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、反社会的勢力の排除を実践するため、反社会的勢力チェックマニュアルを策定してこれを当社取引に適用し、「会社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない。」との基本姿勢を取っております。具体的には、日経テレコン21といった外部調査機関からの情報収集等により、新規取引先の事前チェック及び既存取引先の継続的なチェックを行うとともに、取引先とは反社会的勢力であることが判明した場合には契約解除する旨の条項を入れた契約条項又は覚書を別途交わしております。

また、当社の会議等においてコンプライアンス教育などの機会を設け、定期的にその内容の周知徹底を図っております。さらに、東京都暴力追放推進センターからの情報収集を行い、社内で情報を共有している他、必要に応じて弁護士等と協議・相談を行う体制を整えております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新

なし

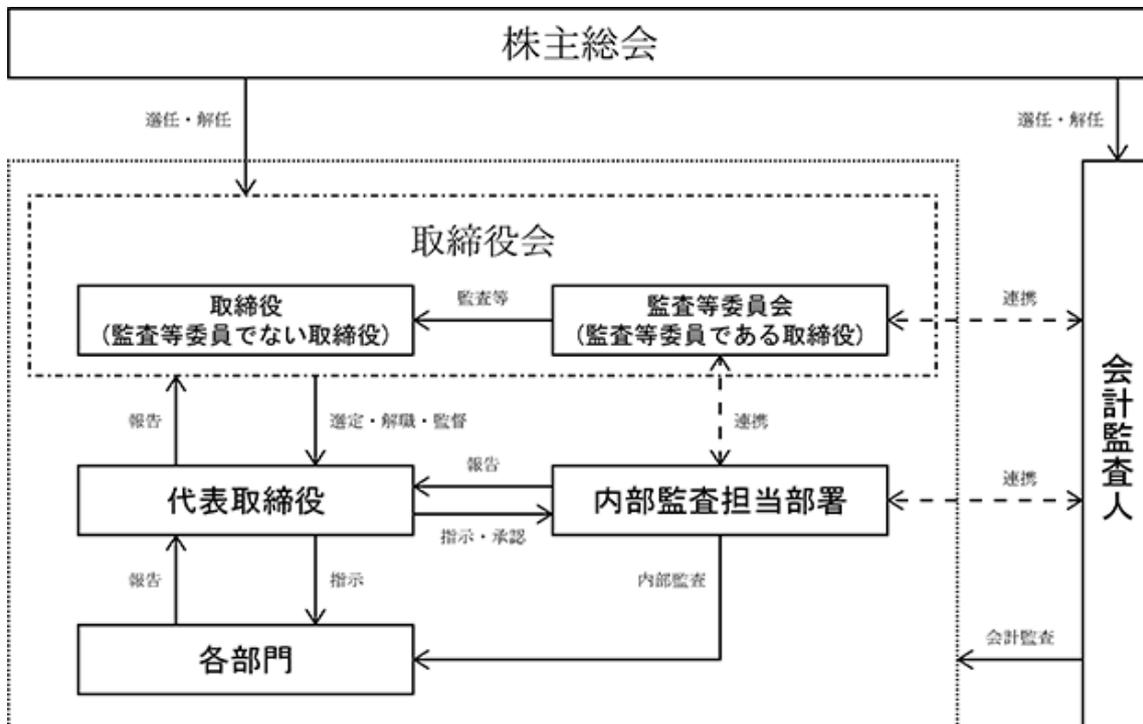
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、「会社情報開示規程」及び「内部者取引管理規程」を制定し、管理担当取締役統括の下、財務担当とは別にIR担当を設置する等、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環と位置づけております。

当社は、株主、投資家等に対する経営の透明性、公平性及び継続性の向上という観点から、IR担当を中心に迅速なディスクロージャー情報の収集と提供に努めており、金融商品取引法及び貴証券取引所が定める適時開示に関する規則等に準拠した情報の開示に努めるほか、当社を理解していただくために有効であると当社が判断する情報についても、タイムリーかつ積極的に開示しております。

当社が取得した情報は、管理担当取締役の管理の下に集約し、財務担当、IR担当と協議の上、「会社情報開示規程」及び「内部者取引管理規程」所定の手続を得た上で、公表すべき情報を適時に公表する体制となっております。また、従業員に対する周知・教育に関し、経営者のディスクロージャーへの取り組み方針や開示書類の項目のみならず、インサイダー取引防止に関する定期的な周知・教育も行っております。



【適時開示のフロー】

情報開示担当者
(管理部門)
※開示内容の原案作成
開示義務の確認

情報取扱責任者
(管理担当取締役)
※開示原案の確認
開示義務の確認

代表取締役
※開示の承認

取締役会
※開示の承認

情報
開示

監査法人
※開示原案の確認
会計監査

事業担当取締役
監査等委員
※相談・助言

証券取引所
顧問弁護士
※相談・助言

【注】 開示内容に応じ、
情報取扱責任者が上程

【注】